

●返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度(紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の一部を返戻する制度)を設けています。詳細は以下のとおりです。

採用決定者が次の期間内に明らかに採用決定者の責による解雇、又は自己都合により退職した場合、紹介料のうち、次の期間に応じた下記の割合に相当する額を、求人者が指定する下記の銀行口座に現金にて振り込む方法により返還するものとする(振込手数料は当事業所の負担とする。)また、求人者は求職者の退職から10営業日以内に退職した旨と退職等が確認できる書面(退職確認書)の通知を当事業所に伝えるものとし、退職から10営業日を超えた後に連絡を受けたものに関しては返金しないものとする。

勤務期間	返還する紹介料の割合
1 カ月以内	80%
2 カ月以内	50%
3 カ月以内	30%